

## 江戸川区低未利用土地利用促進協定の認可等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）

第46条第26項及び第80条の3から第80条の9までに規定する低未利用土地利用促進協定（以下「協定」という。）の認可等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認可の申請)

第2条 協定の認可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、低未利用土地利用促進協定認可申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を江戸川区長（以下「区長」という。）に提出するものとする。

2 申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 協定書の写し
- (2) 協定締結の理由を記載した書類
- (3) 協定の区域及び位置を示す図面
- (4) 申請者が協定の認可申請に係る代表者であることを証する書類
- (5) 低未利用土地の所有者等全員の一覧（住所、氏名、権利の種別、権利の目的となっている土地及び建築物の所在地を記載した書類）
- (6) 土地及び建物の登記事項証明書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(認可の基準等)

第3条 区長は、申請書の提出があった場合において、認可の申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、第80条の4の規定により、当該申請に係る協定を認可しなければならない。

- (1) 協定について、第80条の3第1項第1号の低未利用土地の所有者等の全員の合意を得ていること。
- (2) 協定の内容が、法第80条の3第3項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。
- (3) 申請手続が法令に違反しないこと。
- (4) 協定締結者が、江戸川区暴力団排除条例（平成24年7月江戸川区条例第37号）第2条第1号に規定する暴力団でないこと及び同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者が所属していないこと。

2 区長は、前項の規定により協定を認可するときは、あらかじめ江戸川区都市再生推進法人の指定等に関する会議設置要綱（令和3年12月10日施行）第1条に規定する江戸川区都市再生推進法人の指定等に関する会議の意見を聴くものとする。

3 区長は、協定を認可したときは、低未利用土地利用促進協定認可通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(協定の変更)

第4条 申請者は、法第80条の5において準用する法第80条の3第4項の規定による協定の変更をしようとするときは、低未利用土地利用促進協定変更認可申請書（第3号様式。以下「変更認可申請書」という。）を区長に提出するものとする。

2 変更認可申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 変更後の協定書の写し
- (2) 協定の変更の理由を記載した書類
- (3) 協定の区域及び位置を示す図面
- (4) 申請者が協定の変更の認可申請に係る代表者であることを証する書類
- (5) 低未利用土地の所有者等全員の一覧（住所、氏名、権利の種別、権利の目的となっている土地及び建築物の所在地を記載した書類）
- (6) 変更に係る部分の土地及び建物の登記事項証明書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

3 前条の規定は、法第 80 条の 5 において準用する法第 80 条の 3 第 4 項の規定による協定の変更に係る認可について準用する。この場合において、同条第 3 項中「低未利用土地利用促進協定認可通知書（第 2 号様式）」とあるのは「低未利用土地利用促進協定変更認可通知書（第 4 号様式）」と読み替えるものとする。

（委任）

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、都市開発部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 20 日から施行する。